

福島県水源地域保全条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県水源地域保全条例（令和七年福島県条例第七十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(使用及び収益を目的とする権利)

第三条 条例第二条第四項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、賃借権及び使用貸借による権利とする。

(水源地域の指定等の案の公告)

第四条 条例第七条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 水源地域（区域を変更する場合にあっては、当該変更に係る部分に限る。）の指定の区域の案
- 二 前号に掲げる事項の縦覧場所及び期間

(水源地域の指定等の案に対する意見書)

第五条 条例第七条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 水源地域の指定の案についての意見
- 三 指定をしようとする区域内の土地の所有権等又は利害関係を有することを明らかにする事項

(土地の所有権等の移転等の届出)

第六条 条例第八条第一項の規定による届出は、土地の所有権等の移転等の届出書（様式第一号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 土地売買等の契約に係る土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 二 土地売買等の契約に係る土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の図面
- 三 土地売買等の契約に係る土地の形状を明らかにした図面
- 四 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地の所有権等を有することを証する書面の写し

2 条例第八条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 土地売買等の契約の当事者の連絡先及び業種

- 二 土地の所有権等の移転又は設定をしようとする者が法人である場合にあっては、担当者の氏名及び職名
 - 三 土地売買等の契約に係る土地の権利について存続期間を定める場合にあっては、当該存続期間
 - 四 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況
- 3 条例第八条第二項第四号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合
 - ア 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号に規定する森林整備法人
 - イ 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第九条第一項の規定により設立された道路公社
 - ウ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項の規定により設立された土地開発公社
 - エ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
 - オ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人
 - カ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - キ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第四条の規定により指定された農地中間管理機構
 - ク 東日本高速道路株式会社
 - 二 土地の所有権等の移転又は設定が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を要するものである場合又は同法第三条第一項各号若しくは第五条第一項各号のいずれかに該当するものである場合
- 4 条例第八条第四項の規定による届出は、土地の所有権等の移転等の変更届出書（様式第二号）に第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付して行うものとする。

（立入調査等の身分証明書）

第七条 条例第九条第三項の身分を示す証明書は、立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第三号）によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び第七条の規定は、令和八年二月一日から施行する。

土地の所有権等の移転等の届出書

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
届出者
氏名又は名称・代表者氏名

福島県水源地域保全条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約に関する事項

土地の所有権等の移転 又は設定をしようとする者（売主等）	住所又は所在地	
	氏名又は名称・代表者氏名	
	担当者職・氏名 （法人である場合に限る。）	
	電 話 番 号	
土地の所有権等の移転 又は設定を受けようとする者（買主等）	住所又は所在地	
	氏名又は名称・代表者氏名	
	電 話 番 号	
	業 種	☐ 林業 ☐ 不動産業 ☐ その他（ ）
契約に係る土地の権利 の種別及び内容	種別： ☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 地役権 ☐ 賃借権 ☐ 使用貸借による権利 内容： ☐ 移転 ☐ 設定	
	存続期間を定める場合	存続期間 年 月 日から 年 月 日まで
契約締結予定年月日	年 月 日	

2 土地に関する事項

土地の所在（地番）	地目	面積	現況
		m ²	
		m ²	
		m ²	
合計	筆	m ²	
土地の所有権等の移転 又は設定後における土地 の利用目的	☐ 現況と同じ ☐ 現況と異なる（ ）		

(注) 1 該当する項目の□にレ印を記入し、括弧内に必要な事項を記入してください。
2 土地の所在の欄は、届出に係る土地について一筆の土地ごとに記入してください。
3 地目の欄には登記簿の地目を、現況の欄には現況による地目を記入してください。
4 この様式には、次の書類を添付してください。
(1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図
(2) 土地売買等の契約に係る土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5 千分の 1 以上の図面
(3) 土地売買等の契約に係る土地の形状を明らかにした図面
(4) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地の所有権等を有することを証する書面の写し

様式第 2 号（第 6 条関係）

土地の所有権等の移転等の変更届出書

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
届出者
氏名又は名称・代表者氏名

福島県水源地域保全条例第 8 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

土地の所有権等の 移転等の届出年月日	年 月 日
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

(注) この様式には、土地の所有権等の移転等の届出書（様式第 1 号）に添付した次の書類のうち、変更の内容に係るものについて、変更後の内容を明示したものを添付してください。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図
- (2) 土地売買等の契約に係る土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5 千分の 1 以上の図面
- (3) 土地売買等の契約に係る土地の形状を明らかにした図面
- (4) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地の所有権等を有することを証する書面の写し

（表）

第		号
立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
写真	所 属 職・氏名	
上記の者は、福島県水源地域保全条例第 9 条第 2 項の規定により立入調査を することができる職員であることを証明する。		
年	月	日 公布
福島県知事		印

（裏）

福島県水源地域保全条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入調査等）

第九条 （略）

2 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、水源地域内の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査及び質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。